

まちなかの社会福祉 ～城東区における地域福祉実践の記憶と今後の指針～

荒川輝男 奥野梨沙
田島直人 仲澤秀敏
大竹寛輝 林直輝
山川真司 真頼正施

サマリー

社会福祉法人そうそうの杜は、大阪市城東区において障害福祉サービスや障害児福祉サービス、公益事業等を通して「地域生活支援」を実践してきた。その結果、延べ利用人数は300名を超え、100名以上の利用者の城東区内での地域生活を支援している。

本稿では、当法人の福祉実践にかけた思いやその道のりの記憶を記録として留め、近未来に向けた指針を示すとともに、これからの時代に社会福祉法人が地域社会において果たすべき役割について考察した。

- 2 - 2 逃げない支援
- 2 - 3 ウイングの広がり
- 2 - 4 社会福祉と価値
- 3 社会福祉の近未来を考える
 - 3 - 1 覚悟を維持する
 - 3 - 2 現状の点検と今後への備え
 - 3 - 3 時代・社会の変化と「変わらないもの」
- 4 次のステップを踏み出すために
 - 4 - 1 「社会の公器」として
 - 4 - 2 地域の一員として果たすべき役割
おわりに

キーワード

そうそうの杜、地域福祉、サービス管理責任者
社会福祉実践

目次

はじめに

- 1 社会福祉法人そうそうの杜
 - 1 - 1 テリトリーと生活支援
 - 1 - 2 「地域生活支援」
 - 1 - 3 住み慣れた地域でのターミナルケアへの取り組み
- 2 われわれの社会福祉・実践報告
 - 2 - 1 福祉はサービス業ではない

はじめに

“そうそうの杜”は、1995（平7）年4月に大阪市城東区鳴野東で、利用者1名、スタッフ1名の無認可作業所「創奏」として産声を上げた。「創奏」は“つくり・かなでる”と人々のにぎわいを意味する“杜”との合成語である。事業の立ち上げに際して、「どんなに障害が重くとも、その人が生を受けたことの価値はみな同じで、私たちに出会えてよかったと思ってもらえる支援を実践すること」を掲げた。昨年には、2001（平13）年に社会福祉法人“そうそうの杜”として法人化して以来20周年を迎えた。この間“すべての人がそ

の人らしく生き生きと暮らせる地域と社会を創っていきます”という法人理念のもとに愚直だといわれながらも事業を推し進め、利用者への理解を求め、理解あるスタッフと共に地域を耕しながら事業を遂行してきた。



写真1 20周年記念シンポジウム

現在、城東区の蒲生（がもう）・鳴野（しぎの）・今福エリアで15事業所を展開している。荒川（2021）は、創設以来の27年間について、「障害者福祉だけでなく日本の福祉が大きく変革した時期に遭遇し、その激動の時代とともに社会福祉法人“そうそうの杜”も成長してきました。結果、城東区内で必要な事業を先取りして運営ができたことは、皆様方の支えのおかげと感謝しております。法人化した2001年は、利用者30名、スタッフはパートを含み13名の世帯でスタートしました。現在は、日中活動の登録利用者187名、ホームヘルプ等の延べ利用人数は300名以上、スタッフは150名以上の大所帯となり社会的責任の重みもひしひしと感じております。特に地域生活については、100名以上の利用者の方々が城東区内で生活しています。」⁽¹⁾と「20周年記念誌」で述べ、当初の夢が現実となったことに感慨を示している。この間の事業遂行上のポイントは、①城東区に特化して事業を行う。②障害者福祉に留まらず地域とのつながりを重視し、地域に花を飾るのではなく種を蒔き続けること。③掲げた理念に基づ

いてその人の想いを優先し、地域で住み続けることを支援することとしたが、この間、さまざまな形で関わって頂いた利用者やその保護者、スタッフや地域の皆様方の支えに感謝し、特に無認可作業所時代からの数々のスタッフの存在がその礎になったことを記す。

本稿は、この機会を一つの区切りとして新たな地平を開ききっかけとすべく、オムニバス形式で世代を越えたスタッフ⁽¹⁾の論述を中心に“そうそうの杜”の福祉実践を総括し、未着手の課題に挑戦するための糸口を綴ったものである。

1 社会福祉法人そうそうの杜

1-1 テリトリーと生活支援

社会福祉法人そうそうの杜は、2018（平30）年10月、鳴野東3丁目に「しぎの あ・うんの杜」を竣工し、本部機能と事業所を集約した。2022（令4）年4月現在、大阪市城東区で障害福祉サービスを中心に、第2種社会福祉事業・公益事業として15事業所を運営している。それぞれに親しみのある屋号を冠している。



写真2 しぎの あ・うんの杜（本部）

- 地域生活支援センターあ・うん（相談支援事業）
- 地域生活支援センターあ・うん（居宅介護支援事業：公益事業）
- 伝（児童発達支援・放課後等デイサービス事業）
- 北部地域センター（大阪市障がい者就業・生活

- 支援センター：公益事業）
- 杜のShokudo（就労継続支援B型）
Lianの杜、杜のざっかやさん
- とことこっと（居宅介護・重度訪問介護・同行
援護・移動支援・訪問介護）
- 庵（生活介護）
- げんげん（生活介護）
- 創奏（生活介護）
- Kawasemi（就労継続支援A型）
- 座座（就労継続支援B型）
- つむぎ館（就労継続支援B型）
- Prife（就労移行支援事業・就労継続支援B型・
就労定着支援）
- いま福の家（地域密着型・介護予防型通所サー
ビス/共生型生活介護）
- 添（短期入所）
- 杜のこうさてん（つどいの広場・大阪市つどい
の広場事業）

- 地域生活サポート事業（下宿屋：公益事業）

“そうそうの杜”は、地域に根ざした顔の見える横丁の社会福祉法人であることを標榜しながら事業を行ってきた。それぞれの事業所の多くは、地域での暮らしを望む障害当事者や保護者の求めに応じて作り上げたものである。

これらの事業所は、社会福祉法人特有の「箱もの施設」とは異なり、地域の住宅や商店街の一角に点在している。利用者は、この“わが家”を拠点に日ごろの生活を過ごしておられ、地域の“にぎやかし”として、現在のホームグラウンドである鳴野商店街をわがもの顔で闊歩されている。

1-2 「地域生活支援」

法人の「地域生活支援」は、2003（平15）年1月にスタートし、2018（平30）年には100名以上の知的障害のある人が城東区内で生活支援の制

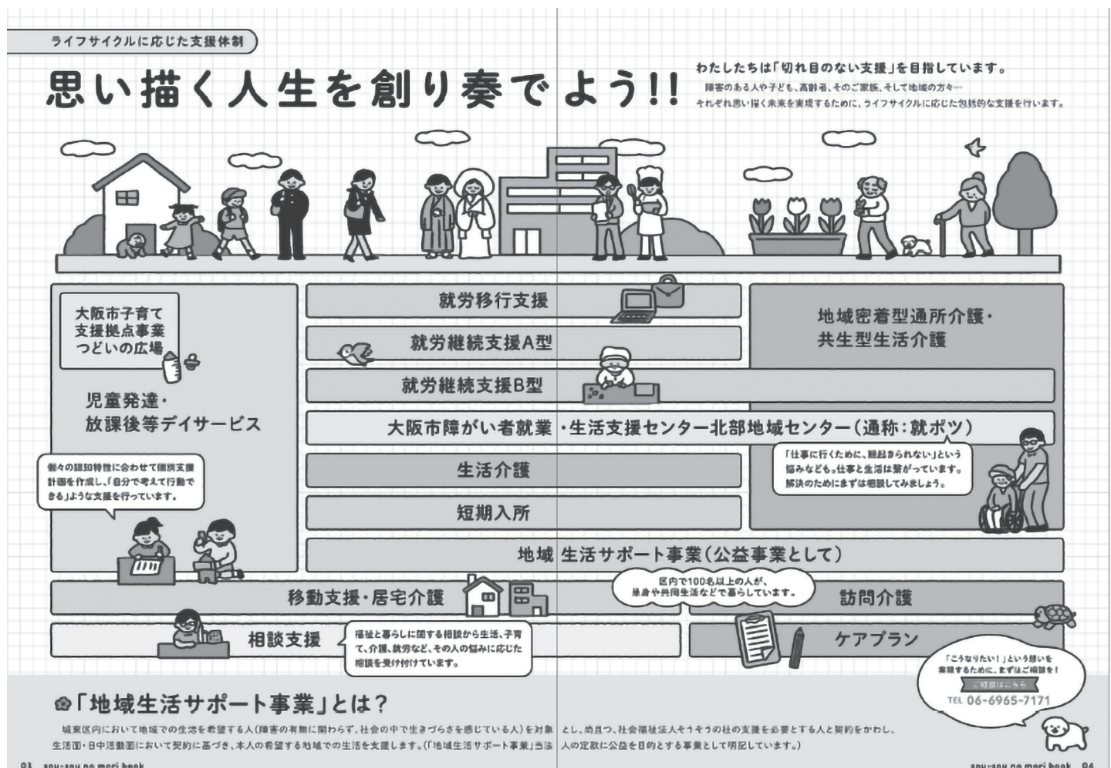


図1 そうそうの杜の支援イメージ（出典：そうそうの杜図鑑）

度が利用できるようになった。地域生活の支援拠点といえば、グループホーム制度を活用するのが一つの流れであったが、グループホームもまた施設に似た構えやシステムを持ち、新たな入所施設になるのではないかと危惧したため、地域の“わが家”にホームヘルパーを派遣することで地域生活を支援するという“地域生活サポート事業”を立ち上げた（山川2020）⁽²⁾。現在は重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な利用者にも支援を行っている。ちなみに、重症心身障害者で医療的ケアのある人を支援するためには、医療従事者以外に喀痰吸引等研修を受講したヘルパーだけが支援できることになっている。1名の利用者に対して20名程度の喀痰吸引等研修修了者が必要で、現在では、3名の地域生活者に対して延べ人数で60人程度の喀痰吸引等研修修了者が関わっている。一人の利用者の命を支えるためには時間から時間のサービスの切り売りでは支えることはできない。

1-3 住み慣れた地域でのターミナルケアへの取り組み（奥野）

Kさんは、話しかければ楽しく受け答えをしてくれる療育手帳A判定の女性であった。長年、T区で母親と二人暮らしであったが支援機関につながることなく、彼女の存在は団地のごく一部しか知られていなかった。2007年、母親が病気で入院することになりショートステイの利用者として“そうそうの杜”と出会うことになった。Kさんはとてもフレンドリーで、ショートステイにもすぐ馴染んでおられたが、母親が退院することなく亡くなり、“そうそうの杜”が生活全般を支援することになった。生活場面はショートステイから当時のグループホーム（後の下宿屋/地域生活サポート事業：公益事業）に転居。日中活動は、げんげん（生活介護）を利用。フレンドリーな反面、時には頑固で手がでてしまったり、悪戯をしたりと下宿屋でも生活介護でも「天邪鬼の可愛いおばあちゃん」という存在だった。“そうそうの

杜”との出会いから12年を経過し、Kさんは介護保険第1号被保険者の年齢になり、介護保険と障害福祉サービスを併用しながら、住み慣れた下宿屋で暮らし、日中はげんげんに通って楽しく暮らしていた。

“そうそうの杜”で実施する健康診断の血液検査で、Kさんは腎機能の数値が悪いことが分かり投薬治療を行っていた。定期通院等で経過を診ていたのだが病状が急変、晴天の霹靂というか末期の腎不全と診断されすぐにでも透析治療が必要になった。透析治療には、シャントの造設のための入院が必要なのだが、Kさんはその理解が困難で、また病院での治療にも抵抗があり、入院初日から大声で「帰りたい」と大暴れ、「このままの状態が続くのであれば入院継続は不可。手術も困難。夕方までに落ち着かないのであれば帰宅してもらわないといけない。」と言い渡された。しばらくはスタッフが付き添い落ち着くことができたが、それにも限界が見えた。Kさんの命を守ろうとスタッフ間で話し合い、それぞれが勤務する事業所を越え、24時間切れ目なく本人への付き添い体制を作ることとした。

Kさんは、付き添いの間も不穏になる事が多く、さらに手術当日は手術室へ行くこと、手術台に乗ること、麻酔に抵抗。スタッフが一緒に手術室の中まで付き添い、なだめながら何とか手術にこぎつけた。その甲斐あって透析のためのシャントを造設する手術は成功したが、Kさんの様子を見ていた病院側から「これだけ抵抗があると、透析の最中に事故になる可能性がある。」として治療困難と診断された。さらには、余命1か月の宣告をされることになった。

治療や入院が出来ない状態で、身寄りがなく、病気への理解のないKさんに対して、“そうそうの杜”は何ができるのか。残された時間をどう過ごしてもらおうのか。スタッフで話し合い、今まで通り本人が住み慣れた下宿屋で生活してもらおうという結論に至った。退院後は、これまでと変わりの暮らしであるものの、体調が悪ければ生活介護

利用を中止し、日中もスタッフが対応する下宿屋で過ごすこととした。時間の経過とともに、しんどさから夜通し泣き続け、外までうめき声が聞こえた。時には真夜中に食べ物を買ってくるように要求したり、介助を拒否しスタッフを殴ったり蹴ったりとすることもあった。スタッフもそんなKさんを受け止め、睡眠不足と、容体が急変するかもしれないという不安を抱きながら支援を続けた。その後の通院では体調確認の為の採血も抵抗し、スタッフ一人では対応できず、近隣の事業所から応援スタッフを確保、3人がかりでなだめたり腕を抑えたりと対応した。その後、病状がさらに進行して、スタッフ1名で対応できなければ、昼夜を問わず事業所の枠を越え“そうそうの



写真3 Kさんへの看病

杜”全体でKさんのくらしを支えた。このような状況が1年数か月続いたのである。スタッフは当初「1か月なら…」という気持ちであったが、それが1年以上続き精神的にも限界に近づきつつあった。しかし、だれ一人「これ以上は無理だ」という人もなく、Kさんに寄り添いながら最期まで向き合い続けた。Kさんの支援に象徴されるのが“そうそうの杜”なのだと思う。母親が亡くなってからも施設ではなく地域で暮らし続ける、病気になってからも入院ではなく仲間と一緒に暮らし

続ける、最期まで住み慣れた地域でKさんらしく暮らすことができた。当たり前のことである。これが“そうそうの杜”の流儀であり、福祉実践である。

2 われわれの社会福祉・実践報告

“そうそうの杜”の方針として「現状に留まらないこと」を掲げ、スタッフの問題意識の深化に努めてきた。全体研修として年6回の外部講師による講義を実施し、各自は報告書のかたちでまとめる。また、新人スタッフは、学識経験者を講師に、社会福祉に関する原理となる知識について年間を通じて週2回の研修を実施し、さらに各セクションのサービス管理責任者を中心に、ソーシャルワーカーに求められる知識・技術・価値の視点から月1回の定例の討議の場を持っている。サービス管理責任者は、障害者福祉サービスを行う事業所で利用者の自己決定（権）を尊重した上で個別支援計画を作成し、スタッフやほかの専門職と連携を取って良質な支援につなげる役割を担うもので、3年以上の実務経験や所定の研修受講が必要とされる。

その彼らに対して講師作成のパワーポイント資料⁽³⁾、岡村「社会福祉原論」⁽⁴⁾⁽⁵⁾、植田「個別支援計画」、大川「ICF（国際機能分類）」、岩間「ソーシャルワーク実践と文化多様性」、大阪府地域移行推進指針策定委員会「わたしの『個別支援計画』『個別支援会議』」、吉江「ケアマネジメント困難事例集」、松藤「福祉サービス事業者による支援の質の向上に関する研究ノート」、藤井「社会福祉における価値」、中村「社会福祉における正義」などの文献を読み込んできた。また、これからのアプローチとして、山森「福祉国家の規範理論に向けて－再分配と承認」および花形「公正としての正義とアフターマティブ・アクション」の購読も検討されている。

とりわけ松藤（2021）は、福祉ビジネスを越えた「真の社会福祉」というフレーズを提起してスタッフに大きなインパクトを与え、職員全体研修

の講師としても招聘した。本稿は、松藤の提起に対するそうそうの杜としての応答でもある。

2-1 福祉はサービス業ではない (田島)

福祉とは、「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味する言葉であり決して金銭を媒介することではない。隣にたまたまこの世の中で生きづらさを抱えている人がいたとしても、お互いに助け合ったり幸せを願ったり笑顔になって欲しかったりするのとは当たり前なこと、このような気持ちで私や他のスタッフは“そうそうの杜”でずっとやってきたのである。優しさを共有するという行為はきっと人間の本能に組み込まれているのではないかと思っているのだが、昨今では歪ませてしまっているようにも見える。特に福祉行政の制度設計に対して強く感じる。固定観念を植え付け、虐待や差別ですら作り上げ、必要な支援の適用を狭めているように見える。生きづらさを作っているのは社会の側、制度の側なのであり、「サービス」という用語でそれを定着させている。お互いの助け合いは、人それぞれに「矜持」があり、違いがあり、だからこそお互いを尊重すること、認め合うこと、許すこと、寛容であることが求められるであろう。私はその昔、外国を転々としていたことがあった。色々な世界観を感じさせてもらったが、自分が育った日本は、「右に習え」「長いものにまかれろ」という強制や連帯感が強く、それがたまたま嫌になった。

メディアや政治、社会制度までがそれを加速させ、結果それがさまざまな差別やバリアを増幅させている側面がある。自分が幼少の頃から抱えている違和感であり、それは今日でも抱き続けている感情である。日々出会う人達と共に自分の中の「違和感」と深く向き合っていく事、付き合っていく事、整理していく事、そして変えていく事がきっと自分にとっての生きていくことであり、だからこそ、私は今ここ（“そうそうの杜”）に、居続けるのだろう。この戦いは自分が死ぬまで続くのだろう。自分や出会った人達にとってこの世界

で生きていく上での生きづら要素があるからこそお互いに話し合うのだろう。ほらこう書いて自分自身も助けられているのではないか。本来福祉とは社会の中に「障害」が溶け込むこと、もしくは障害の中に社会が溶け込むことだと言っても良いか。

制度や社会が個人に対して役割を強制してしまい、相互に関連のないバラバラな要求をする、制度を使う者に対して特定の役割だけを課す、そうして個人が繋がっていた当たり前の社会関係が壊される。社会福祉が「サービス」という名で細分化されていく中で主体はどこにあるのか、本人がどうあるべきか、どうありたいか。「彼らは障害者として生きているのではない。自分自身を生きているのだ。」私はこんな関連性のない「サービス」を提供しているつもりはない。“そうそうの杜”に入ってからずっとそういう気持ちでやって来た。しかし時代がそうさせなくなってきているのも事実である。サービス管理責任者の仕事そのよい例である。ただ報告書を書いて提出する。その行間に詰まっている本人や支援者の思いはどうでもいいのだろうか。その狭間にいるのが我々で、模索しながら「生きる術・くらす術」を提供するのである。私は金銭が絡む「サービス」をビジネスとして提供しているのではないという自負がある。また、自分のことを支援者と呼ぶが、それが相手にとって不信の一步かもしれない。関係のできる前から勝手に関係が作られており出会った時にはマイナスからのスタート。きっと自分がたまたまその人に街で出会っていたら、違った接し方があっただろう。福祉に身を置く者の身勝手ささえ感じている。ある講義でこういう話を聞いたことがある。「私たちのこどもは皆さん(支援者)に喜びや感動や使命感を満足させるためにあるのではない。」この仕事をしてよく「やりがいがあります」「彼らから多くのことを学んでいます」などと聞くことがある。立派なお仕事をしているとでもいいたいのだろうが、私はとてもそんなことは言えない。一体、主体者は誰なのか、自

分が自分自身の主人公であるように相手の人も同様に主人公である。自分の「やりがい」のために相手が生きているわけではない。誤解を招く言い方かもしれないが、福祉のサービス化・ビジネス化と共に障害者を勝手に線引きして食べ物にしている現状があるのではなからうか。そして利用者との関係でいうと教えてあげるといふ態度が度々虐待の原因となる。これも先に書いた歪な上下関係や思い込みに基づいて“～をしてあげる”“～はしてはダメだ”と強制する。これは、ただ自分の身勝手を投影しているだけではないのか。だから傲慢になってしまうのだろう。そんなものはサービスですらない。

福祉が本人のためにでなく金儲けの道具（サービス・ビジネス）に成り下がってしまった。ここまで書いてきて敢えて言う。私は、日頃「サービス」「寄り添う」という言葉は絶対に使わない。「伴走者」という言葉がとてもしっくりいく。出会った人と四苦八苦しなから変わることなく一緒に走り続ける。こういう感性を大事にするために、「人が生きる」という営みにもっと真摯に向き合い、人と人との出会いを大切するソーシャルワーカーでありたい。

2-2 逃げない支援（仲澤）

“そうそうの杜”の大きな特徴は、生活支援の対象者の多さである。現在、城東区内に地域生活をしている利用者は100名を超えている。地域生活の形態はさまざまで一人暮らしから複数名で生活する下宿屋（地域生活サポート事業：公益事業）がある。夜間見守りが必要な下宿屋にスタッフを配置、其々の住居にヘルパーを派遣し、地域生活を継続できるように生活全般を支援している。“そうそうの杜”が地域生活支援に取り組むようになったのは、1992（平4）年に、ある一人の男性利用者が一人暮らしをしたいと言ったことがきっかけであった。療育手帳A判定であり、実際に一人暮らしができるのか判断に迷ったが本人の一人暮らしをしたいという想いを大切に動

き出した。障害が重いから、地域生活ができないわけではない。私たちと同じように、地域の一員として暮らすという当たり前の発想で突っ走ってきた。その後も地域生活を希望する利用者や保護者は、年々増え続けた。それ以降、法人は地域生活支援に力を入れるようになり、グループホーム（平成30年3月事業廃止）やショートステイの事業展開を行ってきた。

地域生活といってもヘルパーの稼働時間は限られており、その限られた時間の中で生活全般を見ていくのは非常に厳しい。しかし、そこで生活している利用者に対して時間外だから契約外だからといって見過ごすことはしない。24時間365日いつでも対応できるように体制を整え、緊急時にも対応できるようにしている。“そうそうの杜”は基本的に利用を断ることはしない。どのような状況にあってもまずは受け入れを考える。例えば、重症心身障害者（とりわけ医療的ケアの必要な利用者）の地域生活は困難と言われている。それは医療的な支援や資格が必要なこととリスクが伴うからである。先にも述べたように障害が重いから地域生活ができないということは考えず、地域生活を実現するために医療的ケアの必要な利用者の下宿屋も作ってきた。ショートステイは、地域生活に向けた練習の場としての利用や緊急性の高いケースの受け入れ等、そのニーズは高い。家族が急遽入院することになり、ショートステイが利用できない場合でも、別途スタッフを配置し、受け入れ体制を整える。奥野の報告にもあるように、数カ月の余命宣告を受けた利用者到下宿屋で24時間体制の対応を整備し、最期まで看取った。

これらは、どのような状況に置かれている人でも関わったことへの責任を持つという考えが、当方の支援の根源にあるからであり、ゆるぎない理念「そうそうの杜はすべての人がその人らしく生き生きと暮せる地域と社会を創っていきます」を、スタッフ一人一人が受け止め、共有したことから生まれた結束力の結果である。制度上という建前の福祉ではなく、利用者一人一人の生活を支える

ためにはさまざまな社会資源を総動員する必要がある。

具体的な例としては、当方の公益事業である「地域生活サポート事業（住居の確保・金銭管理・重要書類の保管・緊急時の対応）」があげられる。公的な支えがなくても法人独自の事業として機能している。ケースによっては、利用者の名義で住居を借りることが難しく地域生活が難航する場合もあったが、法人名義で住居を賃貸借契約することで問題をクリアした。地域生活サポート事業（公益事業）であり、法人の定款に組み入れ、これらの住居（現在30か所程度）を下宿屋と呼ぶ。このように「制度がなくてもやる、制度がなければ作る」のが“そうそうの杜”の考えであり、ピンポイントの関わりではなく、一人一人を見据えた総合的な支援をする。この実践こそが「社会福祉」ではないか。今後とも出会いを大切に、利用者の人たちと泥臭く関わり、とことん付き合っていくのである。

2-3 ウイングの広がり（大竹）

“そうそうの杜”の実施事業における根拠法は障害者総合支援法であり、事業名とその対象者が規定されている。いわば、厳密な制度設計に則って、われわれは日々利用者に出会っている。しかし、そこに事業目的は言及されてはいるものの事業内容については記されていない。最近では就労継続支援においてe-sportsやメタバース、農福連携といった事業展開もよく目にする。という事は、それぞれの事業者によって事業が独自に展開できるということだ。しかし、奇をてらったような事業や方法論で利用者のQOLは担保されるのだろうか。われわれは社会福祉を目的として事業を推進しており、岡村（1983）が「社会福祉は社会関係の主体的側面に関わる社会援助である」と述べているように社会福祉は、大多数の人に対する最低限度の社会制度を、個人の生活の様態につないで『生きにくさ』を解消することにより、社会政策として提示された制度に無理やり結び付け

ることは決していない。ここで問われるのは、事業者にとってビジネスに結びつきやすい都合のいい利用者を集めるだけになっていないかということだ。お金になる利用者を集めるもとなっていないか。事業者同士で利用者の獲得競争が起きる。それが企業努力だといわれれば、明らかに社会福祉から逸脱していると断言する。

さて、ここで田植えや稲作などの農作業について紹介する。これは当方のどの事業形態にも組み込まれておらず、作業したい人が行くというかたちをとっている。もともとは“そうそうの杜”で使っているお米くらいは自分たちで作れたらという発想からであった。しかし、田植えや稲作などの農作業を重ねるうちに、それとは関係のない楽しみがあることがわかった。「お昼のお弁当何にしようかな」「ドライブに行ける」「面白いやん」「健康にいいぜ！」「自分で作ったコメはうまいわ！」など、利用者の人たちは、私の予想とは全く違った意味を見出していた。現地の人と協力して水を汲み、種を蒔き、肥料を与え、花に喜び、お米を手にして大喜びをする。それは就労支援や生活介護にいうような訓練目的や効果ではなかった。それぞれがそれぞれに意味をもって参加し、成果を実感しているということだ。形式に捕らわれていたのは私の方だったと気づかされた。



写真4 田植え

また、秋の運動会は感染症対策のリスク・マネジメントを徹底する現在では想像できないほどの熱気であり、見る者にとっても圧巻である。全員

参加で応援合戦も賑やかである。障害の重い人もお仕着せで参加するわけではなくきちんとした役割がある。理事長は、「遊んであげるといふ発想は不要だ。真剣に遊べ。」と言われる。4チームに分かれて熱戦を繰り広げるが、優勝チームにだけ豪華な賞品が用意され、優勝しなければ賞品はない。スタッフも利用者も必死である。



写真5 運動会写真

“そうそうの杜”では、東日本大震災・熊本地震の災害復興としてボランティア活動を実施し、私自身も参加した。2011（平23）年4月に、第一陣として宮城に行かせてもらった。就職したての頃で、覚束無かったが、理事長からの要請に二つ返事で「はい」と答えたのを覚えている。テレビ報道で、悲惨な状況が報じられ、何か自分に出ることはないかと模索していた時期でもあった。派遣先では、まず避難所での障害のある人の調査や物資の配達やレスパイトの場の確保など物理的な支援がメインであったが、さまざまな方々と出会う中で現地の社会資源が余りにも少ないことを痛感した。現地でも同じ思いを持った人たちに出会い、必要な社会資源を立ち上げることに協力することになった。そのため、法人は、3年間にわたって順次職員を派遣し、最終的に現地の人たちの手によって特定非営利活動法人“奏海の杜”が立ち上がり、児童デイをされている。この活動は、われわれの“そうそうの杜”での経験と現地の人たちの地域に対する思いとが繋がったことによる果実である。私は、この繋がりの中に社

会福祉を考えるヒントがあると思う。地域において単独で独りよがりの事業を推進するのもよいが、自分たちの足りない部分をお互いに交換し合えばもっといい地域ができるのではないかな。



写真6 奏海の杜の活動

2-4 社会福祉と価値（林）

社会福祉における価値とは何だろうか。福祉に携わる者であれば誰しもが必ず自問し、出口が見えている気がするのにそこに辿り着けないもどかしさを感じたことがあるのではないだろうか。福祉と同義に使われるのが「社会権、市民権、基本的人権」などであるが、人権思想に関して岡村（1983）は、「人権思想は、論理的・体系的に構成された理論ではなく、人類の歴史的發展のなかで国民が時の主権者に向かって要求し続けて実現した歴史的産物・歴史的事実として承認されたものであり、人類社会全体に承認された権利であって、世界人権宣言や日本国憲法に規定されている『基本的人権思想』は、人間が人間であるために生得的にもっている権利であり、人間自身の努力によって守るべきものである。」と述べている。「人権」は、人類の英知として発明された壊れやすく危うい概念であろう。私は、福祉もまた人間が人間であるために生得的にもっている権利を実現することだと考えている。明確に定義される「福祉」といえば所謂「福祉八法」ということになるのだろう。それが社会福祉の全てであり、価値の全て

を表しているかと問うと誰しもが「いや、そうではない」と口をそろえて答えるだろう。岡村(1983)も「法律による社会福祉が社会福祉の全部ではない。いな全部であってはならない」「社会福祉法制度がそのまま社会福祉なのではない」⁽⁴⁾というように、法律は時代の要請に応じて改正を重ね、整備されている。法の限界を指摘して「社会制度の欠陥」の是正に関与することもまた社会福祉の機能なのである。

松藤(2021)は、社会福祉基礎構造改革により、社会福祉事業の担い手が著しく増加したと同時に、社会福祉事業に対する事業者の姿勢や考え方に変容があり、それを「社会福祉事業のビジネス化」という言葉で集約する。基礎構造改革前はビジネスとは真逆の原理で動いていたのが社会福祉事業だったはずなのだが、ビジネス化に伴ってじわじわとその在り方が変わっていった。一言で言えば「質の低下」である。福祉制度の導入に際して指定要件を満たす、人員配置基準を満たす、加算の要件を満たす、実地指導に備え資料を用意する、と言った具合である。行政としてもそれらが満たされていればそれ以上踏み込むわけではなく、本当の意味で質の向上につながる動きをすることが難しくなっている。

では「社会福祉の質」とは具体的に何を指すのだろうか。藤井(2018)は、「ソーシャルワーク実践の本質的な要素は、価値・知識・技術であり、その実践は価値と知識と技術の総体であり」「価値・知識・技術は並立ではなく、価値は常にその根底にあり、知識と技術を支えている」と述べている。価値は人により、時代により変化する。それでも常に価値の中心にあり、普遍的であるのは「人間の尊厳」である。それは法によって定めるものではなく、まさに「人間自身の努力によって守るべきもの」なのである。もし社会福祉の実践が法律に定められた限定的なものだけになってしまうのなら、金銭のために「人間の尊厳」を蔑ろにし、自らを緩やかに瓦解させてしまうのではないだろうか。法律や制度は個人の生活の全てを支

えるものではなく、その一部、あるいは最低限を支えるナショナル・ミニマムでしかない。そうであるならば法律や制度を越えても「生きにくさ」を解消するための動きこそが求められ、それこそが社会福祉事業者における質と言えるのではないだろうか。岡村(1983)はこのような動きを自発的社会福祉といい、「自発的社会福祉は、法律の改正まで欠陥を一時的に補充する先駆的な福祉活動以外に、法律や公的機関の手の及ばない固有の活動領域を持つことになるのであろう」⁽⁴⁾と述べている。つまり、法改正や新たな法の制定という動きは社会福祉事業者の自発的社会福祉が大きくなうねりを作った結果であるといえる。社会福祉事業のビジネス化に伴い、質を憂慮されるようになってもお価値に重きを置き、想いをもって社会福祉に携わる人は決して少なくないはずだ、と信じたい。

中村(2008)は、正義に関する論文で「社会福祉における正義には、法外の他者への責任としての正義(倫理的正義)と、不運と不正の境界線を疑い、不正義の経験からの声に積極的に応えようとする積極的正義(政治的正義)という二つの観点が必要である」と述べている。これもまた誰しもが一度は「制度に無いから仕方ない」「この人の状態だとうるしかない」という不正義を感じたことがあるのではないだろうか。本当に仕方が無いのか、今以上の対応はありえないのか、制度や法律を理由に思考を止めていないだろうか、実践できることはもう他に無いのだろうか。そういった不正義に疑問を持ち、考え、実践し、質を高めていくことが日本の社会福祉事業の元々の形だったはずである。法律や制度がどう移り変わろうと、われわれ現場の人間はそれを実践し続けていくことしかできない。ビジネス然とした福祉事業所であってもその中には想いをもって日々利用者向き合っている人はいる。自発的社会福祉の動きを目の当たりにすることで、「そういう動きをしてもいいんだ」という大きな気付きを促すことはできるのではないだろうか。

松藤（2021）の掲げる「真の社会福祉事業」とは何かについて一定の見解を示し、現段階での自分なりの答えを記載して結びとしたい。法や行政が求めるものはあくまでも最低ラインである。最低ラインであるため、これを満たしていることは大前提となる（ちなみにここまでが松藤の言う福祉ビジネスであると思われる）。

なお、「ビジネス」について終始否定的に記載してしまったが、「サービス提供」による報酬の確保という法人が置かれている現実がある。今日の経済体制をもとに事業を推進している事業体であり、持続可能な事業遂行を目指すというのは重要な視点である。いかに自発的社会福祉を実践しようとも法人の経営が立ち行かなくなるとは話にならない。「最低ラインを満たし」「法人の運営が持続可能であり」「価値を大事にし」「仕方ないという不正義に疑問を持ち」「自発的社会福祉を實踐する」さらに、「世の流れに人間の尊厳といううねりを作り出す」のが真の社会福祉実践である。

3 社会福祉の近未来を考える

現行の福祉供給制度や供給体制にかかる課題に言及してきたが、林が言及したように「自発的な社会福祉」だからといって社会福祉法人が無制限に事業を遂行できるわけではない。

ここに二つの視点がある。かつて旧態然たる社会福祉法人の経営体質の改革に関する提言が盛んに行われたことがあった。東京都福祉局（2003）も提案を行い、「法人経営に必要な要素である『利用者、経営理念、サービス、サービス提供プロセス、組織、スタッフ、財務・コスト、地域』といった市場原理に共通する要素が不可避で、これらを複合させて健全な経営をすることが肝要で、単なる利益至上主義に陥るなら選ばれない、期待されないサービス提供者に過ぎず事業体は存続することはできない。」と述べている。

いま一つの視点は、岡村（1983）がいう「社会福祉の主要な役割は、社会関係の客体的側面に規定されて専門分業化され、生活関連施策の視野か

ら逸脱している社会関係の主體的側面に着目することである」⁽⁵⁾という「社会関係の構造」に関する論点に着目することである。また、利用者や地域を意識した福祉の推進に社会的使命を求め、不特定多数の人たち（ステークホルダー）までも含めたコンプライアンスが想定されている。

3-1 覚悟を維持する（山川）

例えば、新しい事業を起こしたい、今いる人のためになのか、これからの人のためなのか、何故やりたいのか、どうしたらできるのか、また、今ある事業を今のまま継続していくのか、どこかで変化が必要なのか、このスタッフで良いのか、利用者が同じように利用できるのか、などいろいろな視点から検討することがあるが、その際の基本は、当方の理念にあると考えている。その中核にあるのがスタッフ集団であり、そこには先ず多様なニーズや生活を抱えた利用者の存在がある。必要だと思えるもの・必要な資源を創っていくことが至上となっており、これからも同じアプローチを繰り返すだろう。現段階で想定できる必要な仕組みを創っていくことが“そうそうの杜”に課せられている。

時代は移ろい、人も制度も変化を余儀なくされる。これからも今まで以上のスピードで社会環境が変化するものと思われる。自分たちの理念を維持しながらも、形態を変える必要があろう。そのためには、制度だけではなく必要な社会資源の活用が必要になろう。今やっている事業について「必要なことは継続する」という覚悟をスタッフは持っているだろうと考える。しかし、ただ覚悟や思いだけでは事業を継続できるわけではなく、事業継続に関する喫緊の課題も指摘されている。今考えていかなければならないことであり、スタッフの働き方改革を図り、事業の継続性やニーズに応じた新規事業を構築することで、スタッフの満足度が高まり、利用者の満足度（顧客満足度）を高めることにつながると考える。先延ばしは許されないだろう。そのために必要なことは何なのか

について、役職・スタッフで3年後の実施をめざして鋭意検討している。制度的に保障されて働き方を遵守することはもちろんだが、ワーク・ライフ・バランスに配慮した「選べる働き方」についても検討すべき段階にある。それぞれのスタッフのモチベーションをいかに高めるかについて思いを巡らせている。

経営的な側面については明確な根拠に基づいた説明がなければならない。法人経営のリスク・マネジメントを怠ってはならないのである。現在の事業収入が全く途絶えてしまうということはありえないと思われるが、仮に事業収益が滞ってしまった場合でもスタッフの雇用を確保する必要がある。詳細は割愛するが、収入がない状態でも、スタッフに支給できる半年分の資金は確保できている。現有のスタッフは、“そうそうの杜”の理念の下、同じ方向性を向いていると信じている。だから今後とも事業を継続し、思い切った変容・改革ができるだろう。

3-2 現状の点検と今後への備え（真頼）

社会福祉法人“そうそうの杜”の歴史は荒川が述べたところであるが、2023（令5）年2月には新たな拠点として、鳴野エリアに「びんの郷」が竣工する予定である。鉄骨3階建、事業内容は1階に生活介護事業所、2階に児童発達支援・放課後等デイサービスをそれぞれ移転し、3階に自立訓練を新規開所する予定である。特に自立訓練については、高等学校を卒業したばかりの18歳がすぐに就労を想定した就労移行支援や就労継続支援B型で作業に集中することは難しく、一定期間の先延ばし期間（モラトリアム）が必要ではないかという法人内部や保護者からの指摘があった。現実には、制度を利用し始めた直後に、当方の方針変更や事業所の変更を余儀なくされたケースもある。さまざまな原因が考えられるが、就労・労働に対するレディネスがまだできておらず、結果として事業の利用ができない。特別支援学校等を卒業した多くの18歳年代が、就労・労働

に対するレディネスを育むための時間が必要なのである。学校という守られた社会から、さまざまな大人たちや自分より年上の人達がいる空間に毎日通所しなければならない。環境の変化に不安を感じるのは当たり前のことであり、不安を解消する期間を設けて関係構築を図ることが重要である。食事・金銭・体調管理等の生活上の困りごとについて、これまで保護者や先生に頼ってきた部分を、自らの力で解決することができるよう、そして少しでも自身の力になるようにさまざまな場面で本人を鼓舞しながら一緒に取り組むことが私たちの役割である。

3-3 時代・社会の変化と「変わらないもの」

現在、ミャンマーからの留学生10名をアルバイト雇用している。彼らの日本で置かれている状況は、出国時に思い描いていた目標や夢に自分を近づけることができず、かと言って国に帰ることもできず、借金を背負ってまで日本に留学させてくれた家族の無事を願うことしかできない。彼らの姿は、東日本大震災で被災し社会資源に頼ることができなかつた人たちと重なる部分が多く、法人として彼らが目的を達成するまで、日本で暮らし続けること、平和になったミャンマーに帰る日まで支えることが、彼らと出会った私たちの役割である。

スタッフが述べたように、その時代・地域・社会で発生する課題や、自身の行動や目的を阻害されて「生きにくさ」に直面している人たちのニーズがあるのであれば、そのニーズにこたえるべきである。さまざまに沸き起こる新しいニーズに対応し、これまでに無かった社会資源を新たに創造することが社会福祉法人“そうそうの杜”の役割である。多分、起業の判断基準は社会的公正や社会正義に依拠しなければならない。われわれがその役割を担い、事業を継続していくためには、利用者の存在は欠かせない。しかし、利用者はさまざまな「生きにくさ」に翻弄されている。臆せず、軽率に過ぎず、果敢に利用者の「生きにくさ」に

向き合う気概が問われるのだろう。

さて、社会福祉法人にとって良い支援を継続するために必要なことは何か。スタッフの「支援の質」を一定レベルに保つことである。また、一定レベルの「支援の質」を保持したスタッフを、人員として現場に過不足なく配属し続けることである。常に変化を続ける社会や時代の中で、人の働き方に対する価値基準も変化している。「昔は〜だった。」は過去の遺物である。社会福祉法人としてゆるぎない思想や理念を崩さず、その時代や社会にあった経営理念をスタッフに示すことで、利用者に対する「支援の質」を担保しなければならない。具体的には経営理念や行動指針、倫理綱領の見直しである。また、系統的なスタッフ教育であり、今後も継続する必要がある。

近年、ICTやAI、ロボット等の活用による業務の効率化が叫ばれているが、対人援助の中でも障害のある人たちの生活支援の現場においてはその使用は限定的である。社会が変化しても、人としてのくらしの営みは大きく変わらない。それは、障害のある人のからしにおいても同様である。そうであるならば、「生きにくさ」を感じる人に対する支援や、障害のある人へのかかわりは、丁寧に過ぎることはない。社会の変化に対応しながらも大きく変わることはない。

4 次のステップを踏み出すために

4-1 「社会の公器」として

さまざまに沸き起こる新しいニーズに対応し、これまでに無かったものを新たに作り出すことが“そうそうの杜”の役割である。もっと根本的には、人的資源「ヒト」、物的資源「モノ」、財務的資源「カネ」を有効に駆使しながら社会福祉事業体として掲げた理念を遂行することである。社会福祉法第3条が社会福祉サービスの供給主体について、「福祉サービスの基本的理念」について規定している⁽⁶⁾。また、福祉サービスの提供者には規定に基づいて報酬が支払われる。このシステムによって社会福祉法人の経営がなされる。こ

の規定は、一人一人が最低限の生活が出来るようにする福祉サービスの供給と望ましい社会生活を確立することを目指すこととされ、そういう意味では福祉サービスは暮らしのなかに潜む社会的リスクに対するマネジメントを担っているともいえる。

また、社会福祉法人という社会の公器であることから、法令や社会的ルールの遵守（コンプライアンス）、情報公開（ディスクロージャー）、説明責任（アカウンタビリティ）、公正・健全・透明な事業活動や社会貢献の推進がいわれ、さらに、法人職員の倫理綱領や職員行動規範を定めて「虐待・合理的配慮」など人権侵害に対する規律もうたわれている。社会福祉法人といえども職員の雇用確保や事業の継続、予測不可能な事態に対するある程度の資金の内部留保など、経済組織である限りにおいては、財源的な裏付けをないがしろにするわけにはいかない。

4-2 地域の一員として果たすべき役割

城東区内で20年にわたり実践を続けてきたが、当法人でも世代交代の必然があり、それを意識した事業の持続性と展開を考えなければならない時期を迎えた。この転換期にあって重視すべきは、インクルージョン（包摂社会）やダイバーシティ（多角的・多様性）という概念である。それは、障害者福祉に限定したアプローチから「生きにくさを抱えた地域の人たち」すべてに向けたうねりを創っていくことである。勿論、障害定義や行政単位のしぼりはあるが、障害定義は社会環境のハードルを低く設定するICF（国際機能分類）に準拠すること、また、“みんな違ってみんないい”という差異を認め、尊重しあう多角的な地域を創ることであろう。また、年代をまたがって地域の子育て支援に対する貢献をすることである。

これは、今までの社会福祉法人という殻から出て、“そうそうの杜”もまた地域住民としての役割を果たすことであろう。

今は法人の属する小学校区での役割があり、特に城東区鳴野駅周辺の南しぎの商店街を中心

とした活動を行ってきた。城東区の人口は、約168,000人（2022年6月現在）、小学校が16校あり、単純にみれば校下ごとに約10,000人が対象となる。そして高齢化率は25.5%。障害者の数は3障害で約11,500人。近年は区内の人口が増加傾向にある。高齢者がアクセスの良さを理由に回帰傾向にあるようだ。また大阪城の東側に位置した住みやすい環境もあり、住民が何世代にも渡り住み続けている。大阪市の委託を受け地域子育て支援事業を行っているが、さらに進化させたい。

われわれは、常に地域に溶け込むことを念頭においてきた。ともすれば社会福祉法人の地域との付き合いは、施設で主催するお祭りに地域住民の参加を促すことが主だが、私たちは地域の一員として地域の役割を担えるように取り組んできた。法人が大きな箱物を持ってないことがプラスになり、地元の商店街（アーケードがあり便利）を利用してさまざまな行事等を行ってきた。七夕まつり、風鈴街道、かかし選手権、流しそうめん大会、ゲーム（しぎのぼっちゃ・モルック選手権大会）、夏祭りや商店街主催の夜市への参加など。また、地域活動協議会に団体会員としての参加し、民生委員選考委員や地域ソフトボール連盟への参画など積極的に役割を担うようにしてきた。



写真7 夏まつり

しかし、そうはいつでも地域の人間でない組織が、地域の自治組織に接近することには難しさがある。また、地域の住民は、利用者のことを身体障害者と表現はするが知的障害者や精神障害者と

は表現しない。障害種別に関する知識がないこともあろうが、そこに潜む差別意識を曖昧にするための方便策でもあろうから敢えて声高に障害種別や特段の理解を求めることはせずにきた。日常的に障害のある人たちが道路のごみ拾いや毎日の活動（散歩、買い物など）を送り、地域にさりげなく存在し、さりげなく役割を果たしている。これが機運となって、今年度から始まった小学校区の高齢者のソフトボールクラブの月2回の練習会に、利用者5名が自主的に参加している。参加してもなかなか課題があり、地域の皆さんには理解不能なこともあるようだが、彼らのごく自然に収まっている。一人の地域住民として受け入れられ主要な役割を果たしている。また、2022年度から小校区の地域活動協議会との連携で、城東区の広報誌「ふれあいJOTO」の各戸配布事業を請け負うことになった。配布枚数は5,300部くらいで、法人の各事業所が日中活動の一環として配布している。その際、高齢の要援護者への声掛けも依頼されている。地域住民の高齢化と役割の担い手が少なくなっている中で、地域活動の担い手になっている姿は頼もしい。

現在、小学校区の地域活動協議会の団体会員にはなっているが、役員とまでは認知されていない。町会長や民生委員のなり手が少なくなり、町会活動も縮小してきているという話は聞くがわれわれには、地域のまとめ役を任せるわけにはいかないというのが現実だろう。しかし、近い将来はこのような役割を担えるくらい関係を作っていくことも必要である。われわれは、お客様ではなく当事者である。町会活動を法人として受け入れ、主体的な活動へ広げていくことで、地域の構成員として認知される日の近いことを心待ちにしている。

近年、南海トラフなどの地震災害が予測される中で、日中の災害対策において地域住民の高齢化が課題になっている。要援護者の救助活動など、初動の動きについてはスタッフを動員でき、災害対応においても機動力を発揮できるであろう。

将来的には地域の自治会活動も世代間の交代が進まずいずれ停滞してくることが予想できる。その際に実働部隊として法人が機能できるよう備えをしておかなければならない。

おわりに

今日に至るまでには、多くの利用者・保護者の皆さん、無認可作業所設立以来ずっと出会っている人もたくさんおられ、志半ばで法人を去っていったスタッフもおられます。そして、沢山の方から法人のご支援をいただいております、今日を迎えることが出来ました。

この度、スタッフとともに地域に密着した「真の社会福祉」の実践の記憶を、次世代の社会福祉を展望するという目的で文章化することができました。本稿を通して、人と人とのつながりを大事にするという「真の社会福祉」にかける意気込みをスタッフからももらいました。未来へつながっていく今が在ることを確認することができたと感じています。

なお、關宏之氏には、法人運営に際して助言をいただいております、今回の報告集をまとめるうえでも尽力いただきました。感謝申し上げます。

(あらかわ てるお：そうそうの杜)

(おくの りさ：地域生活支援センターあ・うん)

(たじま なおと：創奏)

(なかざわ ひでとし：ホームヘルプセンターとことこっと)

(おおたけ ひろき：地域生活支援センターあ・うん)

(はやし なおき：地域生活支援センターあ・うん)

(やまかわ しんじ：そうそうの杜)

(さねより まさのぶ：そうそうの杜)

註

(1) 荒川輝男は社会福祉法人そうそうの杜～20周年記念誌巻頭言において法人の歴史を振り返り、その概要を説明している。

(2) 山川真司は、「地域生活サポート事業（通称：

下宿屋）については、行政としての取組の中にはなく、また全国的にも見られない地域生活サポートとして、法人独自の事業として行うことが出来ており、今後は、収支とは別に法人の中核を担う事業として位置づけ、ここに「理念」「基本方針」を集約し充実し発信していく。特に家族の高齢化なども含めてこの事業の対象者は増加していくことが予想されるし障害福祉サービスから介護保険へと対象者の状況も変化していくことに対応していける仕組み作りをしていかなければならない。」と述べ、今後の対応の必要性を示している。

(3) 講師は、「社会福祉論講義ノート」に基づいて研修を行っている。内容は、社会福祉の総論で、①人間について、②社会生活ニーズ、③日本の社会福祉・社会政策、④社会福祉原論に学ぶ、⑤障害者とは誰のことか、⑥人権という視座、⑦人と労働、⑧リハビリテーション、⑨当事者の視点、⑩地域社会、⑪格差、⑫包摂社会、など。

(4) そうそうの杜の事業展開を考えた時、岡村(1983)の「法律によらない民間の自発的な社会福祉 (Voluntary social Service) による社会福祉的活動の存在こそ、社会福祉全体の自己改造の原動力として評価されなければならない。」という論述は大きな追い風となる。

(5) 本稿でスタッフが言及したのは、専門集団(分業制度)による制度利用者に対する役割期待と多数の社会制度を矛盾なく統合しなければならない個人(主体者)という「社会関係の二重構造」や「社会関係の不調和・社会関係の欠損・社会制度の欠陥」という社会福祉の対象」に対するソーシャルワーカーの態度を示したものだといえる。

(6) 社会福祉法第3条が定める社会福祉サービスの供給主体について、「福祉サービスの基本的理念」として、<福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サー

ビスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならぬ」と規定している。

※写真の使用については、事前に同意を得ている。

参考文献

- 荒川輝男（2021）「20周年記念誌の発行にあたって」社会福祉法人そうそうの杜～20周年記念誌巻頭言、2021.社会福祉法人そうそうの杜
- 社会福祉法人そうそうの杜（2020）「そうそうの杜図鑑～地域福祉案内図book」、社会福祉法人そうそうの杜
- 山川真司（2020）「特集1 そうそうの杜の5年後を考える」「想創奏」No.49、p6社会福祉法人そうそうの杜
- 岡村重夫（1983）「社会福祉原論」全国社会福祉協議会
- 植田 章（2007）「障害者自立支援法と個別支援計画：いま、福祉実践に問われるもの」福祉教育開発センター紀要（04）
- 大川弥生（2006）「ICF（国際機能分類）—生きることの全体像についての共通言語」第1回社会保障審議会統計分科会 生活機能分類専門委員会参考資料3
- 岩間伸之（2011）「ソーシャルワーク実践と文化多様性 —地域における文化多様性を尊重した実践の展開—」（2021年12月27日取得、https://www.jssw.jp/archives/event/conference/2011/59/program/k_sympo_0.pdf）
- 大阪府地域移行推進指針策定委員会（2008）「わたしの『個別支援計画』『個別支援会議』地域移行」利用者作業部会、2008.3.
- 吉江 悟（2010）「ケアマネジメント困難事例集—支援者が困難と感じたときのヒント」世田

谷区地域地域福祉部居宅介護保険課

- 松藤栄治（2021）「福祉サービス事業者による支援の質の向上に関する研究ノート～福祉ビジネスから真の社会福祉事業へ～」、「大阪市社会福祉研究」第44、p 21～35
- 藤井美和（2018）「社会福祉における価値—いのちの視点から」人間福祉学研究、第11巻第1号
- 中村 剛（2008）「社会福祉における正義—『仕方ない』から『不正義の経験』へ」社会福祉学第49巻第2号
- 山森 亮（1998）「福祉国家の規範理論に向けて—再分配と承認」大原社会問題研究所NO.473
- 花形恵梨子（2021）「公正としての正義とアフターマティブ・アクション」倫理学年報、70巻
- 東京都福祉局（2003）「—明日の福祉サービスを担う提供主体のあり方 福祉サービス提供主体経営改革に関する提言委員会最終提言」